

西東京市子育て・子育てワイワイプラン 後期計画

(令和2年度～令和6年度)

第5章

子ども・子育て支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)

(令和5年3月改定案)

西東京市

第5章 子ども・子育て支援事業計画（令和5年3月改定）

【計画改定の趣旨】

令和2年3月に策定した「西東京市子育て・子育てワイワイプラン（後期計画）（以下「ワイワイプラン」という。）」は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含した内容であり、ワイワイプランの第5章が本市の子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）となっています。

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度の5年間であり、この度、中間年度となる令和4年度に見直しを行い、令和5・6年度の計画内容を改定しました。

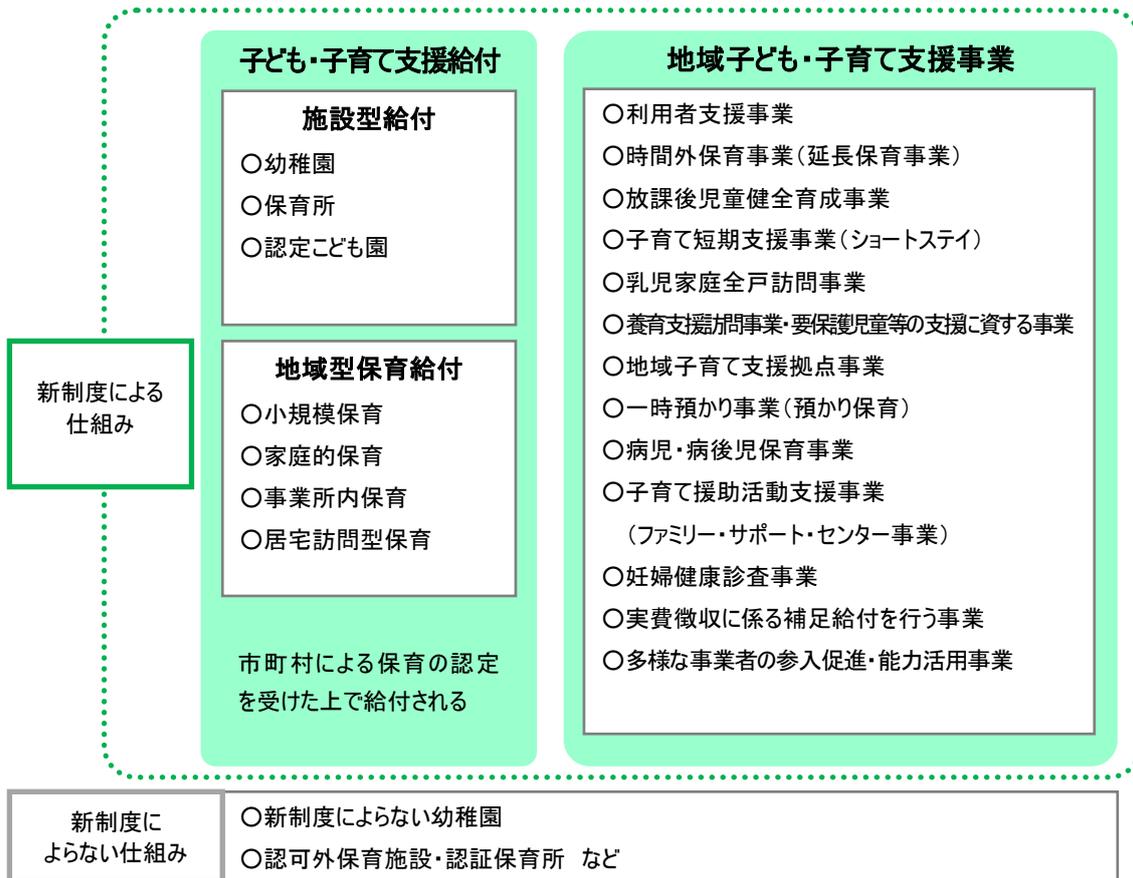
【主な改定内容】

- ◆ 西東京市第3次総合計画の策定のため実施した西東京市人口推計調査の結果や事業実績をもとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」「確保の内容」を見直しています。
- ◆ 5・6ページ
教育・保育の「量の見込み」及び「確保の内容」について、新たな児童人口推計等を考慮し、令和5・6年度の数値を変更しています。
- ◆ 8～14ページ
地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保の内容」について、令和5・6年度の数値等を変更しています。

第1節 子ども・子育て支援事業計画とは

平成27年度から、「子ども・子育て支援法」による新しい子育て支援の制度（以下「新制度」といいます。）が開始されています。新制度では、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」により、子どもや子育て家庭の支援を行います。

>> 子ども・子育て支援新制度の全体像



保護者から教育・保育の利用申請があった子どもについて、市町村は、子どもの年齢や保育の必要性から、次の3区分（1号・2号・3号）に認定します。教育・保育の量の見込みは、これらの区分ごとに算出することとなっています。

>> 認定区分と提供施設

		1号認定	2号認定		3号認定
		3歳以上	3歳以上		3歳未満
対象となる子ども		保育の必要性なし (幼児期の学校教育のみ)	保育の必要性あり (教育のニーズあり)	保育の必要性あり (教育のニーズなし)	保育の必要性あり
利用 施設 可能	幼稚園				
	保育所				
	認定こども園				
	地域型保育				

第2節 子ども・子育て支援事業計画における設定

1 量の見込みと確保の内容

第5章では、子ども・子育て支援事業計画として、国の「子ども・子育て支援法」及び「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に沿い、令和2年度から令和6年度までの5年間における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要に係る「量の見込み」と、これに対応した供給を行うための「確保の内容」と「実施時期」を定めます。

「量の見込み」の算出は、保護者の就労希望、実際の利用状況、潜在的な利用希望も加えた需要を、平成30年11月から12月にかけて実施したアンケート調査の結果を国の手引書により計算し、さらに本市独自の設問への回答や、これまでの事業利用実績を考慮して行いました。今回の改定では、これまでの計算に用いていた人口推計を新たな人口推計に更新し、算出し直しました。

2 教育・保育の提供区域

国の基本指針では、上記の「量の見込み」と「確保の内容」を設定する単位として、各自治体において「教育・保育の提供区域（以下「提供区域」といいます。）」を定めることとなっています。この提供区域の設定に際しては、保護者や子どもが居宅から容易に移動して施設等を利用することができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育の施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案することとされています。提供区域は、地域子ども・子育て支援事業にも共通の区域設定とすることが基本とされています。

本市は、鉄道やバスによる交通網が発達しており、平坦で海岸部や山間部がなく自転車等での市内の移動も比較的容易で、幼稚園・保育所も市内全域に配置されており、地域ごとに大きな偏在がないことから、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて、市域全体を1つの提供区域として設定しています。

なお、市域全体を1つの提供区域としますが、大きな需要が新しく発生した場合や、著しい利用状況の変化が起こった場合は、各地域の課題に応じて施設整備を検討する等の適正な対応を図ることとします。

第3節 教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

新制度による教育・保育については、施設型給付の対象となる施設と、地域型保育給付の対象となる施設とがあります。一方で、幼稚園については、これらの給付によらず、従来どおりの私学助成による運営も可能となっています。

ここでは、本市に在住する子どもの教育・保育の需要と、その供給（提供体制、確保の内容等の確保方策）について、定めます。

【施設型給付の対象となる施設】

- ・幼稚園：幼児期の学校教育を行う施設
- ・保育所：利用定員が20人以上で、保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことを目的とした児童福祉施設
- ・認定こども園：幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設

【地域型保育給付の対象となる施設】

- ・小規模保育：3歳未満の子どもを対象とし、利用定員6人以上19人以下で、施設において保育を行う事業
- ・家庭的保育：3歳未満の子どもを対象とし、利用定員5人以下で、家庭的保育者の居宅などにおいて保育を行う事業
- ・事業所内保育：3歳未満の子どもを対象とし、会社等の事業所の施設において、従業員の子どもと、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業
- ・居宅訪問型保育：3歳未満の子どもを対象とし、1対1で、保育を必要とする子どもの居宅において保育を行う事業

【教育・保育の量の見込みと確保の内容】

教育・保育の量の見込み（潜在的な需要を含むニーズです。）及びその確保方策は、次ページのとおりです。

なお、確保方策の実施にあたっては、補助制度や保育料などの見直しを図ることによる財源の確保を前提として、財政の見通しを踏まえ、取組を進めます。

>> 教育・保育の量の見込み及び確保の内容

単位：人

		令和2年度					令和3年度					
		1号	2号	2号	3号		1号	2号	2号	3号		
		3-5歳教育	3-5歳教育	3-5歳保育	0歳保育	1-2歳保育	3-5歳教育	3-5歳教育	3-5歳保育	0歳保育	1-2歳保育	
①量の見込み (必要利用定員総数)	内訳	1,910	2,865 624 2,241		431	1,797	1,858	2,953 669 2,284		432	1,775	
	総数	2,534		2,241	2,228		2,527		2,284	2,207		
確保の内容	総数	2,534		2,241	2,017		2,527		2,284	2,207		
	小計	----		----	415	1,602	----		----	432	1,775	
	内訳	②特定教育・保育施設 (定員数)		2,186		1,401		----		2,277	1,511	
		詳細		----		265	1,136	----		----	295	1,216
	③地域型保育 (定員数)	----		----		359		----		359		
		詳細		----		99	260	----		99	260	
	④認証保育所等 (定員数)	----		55		242		----		7	322	
		詳細		----		51	191	----		----	38	284
	⑤企業主導型保育 (地域枠)	----		0		15		----		0	15	
		詳細		----		0	15	----		----	0	15
⑥現行の幼稚園 (確保数)		2,534		----		----		2,527		----		
【参考値】 現行の幼稚園 (受入可能数)		3,463		----		----		3,463		----		
		令和4年度					令和5年度					
		1号	2号	2号	3号		1号	2号	2号	3号		
		3-5歳教育	3-5歳教育	3-5歳保育	0歳保育	1-2歳保育	3-5歳教育	3-5歳教育	3-5歳保育	0歳保育	1-2歳保育	
①量の見込み (必要利用定員総数)	内訳	1,763	2,969 581 2,388		429	1,776	1,841	2,892 446 2,446		330	1,773	
	総数	2,344		2,388	2,205		2,287		2,446	2,103		
確保の内容	総数	2,344		2,388	2,205		2,287		2,402	2,089		
	小計	----		----	429	1,776	----		----	374	1,715	
	内訳	②特定教育・保育施設 (定員数)		2,339		1,511		----		2,346	1,442	
		詳細		----		295	1,216	----		----	250	1,192
	③地域型保育 (定員数)	----		----		409		----		377		
		詳細		----		105	304	----		72	305	
	④認証保育所等 (定員数)	----		49		270		----		56	255	
		詳細		----		29	241	----		52	203	
	⑤企業主導型保育 (地域枠)	----		0		15		----		0	15	
		詳細		----		0	15	----		----	0	15
⑥現行の幼稚園 (確保数)		2,344		----		----		2,287		----		
【参考値】 現行の幼稚園 (受入可能数)		3,463		----		----		3,533		----		

(次のページへ続きます)

		令和6年度				
		1号	2号	2号	3号	
		3-5歳教育	3-5歳教育	3-5歳保育	0歳保育	1-2歳保育
①量の見込み (必要利用定員総数)	内訳	1,711	2,939 483 2,456		320	1,761
	総数	2,194	2,456	2,081		
確保の内容	総数	2,194	2,402	2,088		
	小計	----	----	359	1,729	
	内訳	②特定教育・保育施設 (定員数)	----	2,346	1,442	
		詳細	----	----	250	1,192
	③地域型保育 (定員数)	詳細	----	----	62	315
		④認証保育所等 (定員数)	----	56	254	
	⑤企業主導型保育 (地域枠)	詳細	----	----	47	207
		⑥現行の幼稚園 (確保数)	2,194	----	----	
	【参考値】 現行の幼稚園 (受入可能数)	3,533	----	----		

【参考値】

令和3年度の幼稚園の認可定員数
：3,463人

令和3年度(4月1日時点)の
保育施設(認可・認証等)の定員数
：4,354人

表の注釈：

①量の見込み

国の算出式を参考に、本市の実績等から推計を行っています。女性就業率については、本市の女性就業率の実績から将来の推移を予測し、保育ニーズ率の伸び率に反映して算出しています。

②特定教育・保育施設(定員数)

現状では認可保育所のことです。将来的に、認定こども園や新制度による幼稚園があれば、ここに記載することとなります。なお、定員数には、弾力化による人数を含まない人数を表示しています。

③地域型保育(定員数)

小規模保育、家庭的保育又は事業所内保育で確保する人数です。

④認証保育所等(定員数)

現在の定期的利用保育・認証保育所が、認可保育所及び小規模保育へ移行することを見込んで、設定しています。

⑤企業主導型保育(地域枠)

企業主導型保育のうち、(保育認定を受けた)地域の子どもを受け入れる人数です。

⑥現行の幼稚園(確保数)

確保数は、各年度の量の見込みに対応した人数です。受け入れ人数は、量の見込みにかかわらず、【参考値】の人数まで可能です。

【参考値】 現行の幼稚園(受入可能数)

現時点における幼稚園の認可定員数で、受け入れが可能な最大人数です。

前ページの表に示した量の見込みに対しては、2号・3号認定（0歳から5歳まで）に係る保育について、認可保育所などの新設により整備を進めるとともに、教育（幼稚園）の希望が強い2号認定については幼稚園の預かり保育の充実を図るよう補助制度を継続し、周知を進めることにより対応します。

教育・保育施設の確保については、民間の教育・保育提供事業者の協力が不可欠となります。市は、今後、教育・保育提供事業者の意向を尊重しつつ、協議・調整の上、子どもにとって最善の利益を実現できるよう、既存の教育・保育施設の最大限の活用や新規施設の設置を進めていきます。

これらの量の拡大を行う際、以下の施策・事業の実施により、質を担保していきます。

- ① 教育の質の確保に資するため、幼稚園に通園する保護者への支援と、教育施設の事業者への支援を引き続き実施します。
 - * 保護者への負担軽減事業費補助の継続
 - * 私立幼稚園への助成の継続
- ② 教育施設における一時預かり・預かり保育の拡充を図るため、補助金等の支援を継続し、国や東京都に要望していきます。
 - * 一時預かり事業・預かり保育事業への補助の継続
- ③ 待機児童を解消するため、認証保育所の事業者及び保護者への支援の継続を図り、認証保育所制度の継続を東京都に要望していくとともに、既存施設である幼稚園等を児童の受け入れ先として有効活用するため、入園料等補助の支援を図ります。
 - * 認証保育所の事業者及び保護者への支援継続
 - * 私立幼稚園等入園料補助金による保護者への支援
- ④ 子どもの発達を切れ目なく支援するため、2歳で卒園し、3歳から新たな教育・保育施設に通うことになる子どもたちが円滑に移行できるよう、地域における教育・保育施設と地域型保育事業者との連携を推進します。
 - * 保育・地域支援の質の確保と向上
 - * 連携施設の確保
- ⑤ 市内で新規に保育所を開設した事業者に対して、市の設備・運営に関する指針を示すとともに、指導検査を実施します。また、地域型保育事業及び認証保育所等に対して、子育て支援推進員による巡回訪問やブロック会議による地域保育所の課題を話し合う場の提供、保育士・保育従事者への研修を行うことで、保育の質の確保を図ります。
- ⑥ 保護者の就労状況にかかわらず子どもを受け入れることができるよう、既存の教育・保育施設の最大限の活用を図るとともに、幼稚園の意向を踏まえた上で、預かり保育の充実を図ります。また、国や東京都の制度の動向に留意しながら、認定こども園化に向けた支援を行います。

第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

(1) 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用することができるよう、利用希望者に情報提供し、必要に応じて相談や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを行う事業です。

【特定型】市役所田無庁舎に総合窓口を設置し、地域子育て支援推進員を配置することにより実施していきます。

【基本型】地域子育て支援センターにおいて、子育て家庭等から日常的に相談を受けるとともに、子育てに関する情報提供等を行います。地域連携は、「子ども家庭支援センターのどか」が持つ関係機関とのネットワークを活用して、一体となって実施していきます。また、地域子育て支援センターの拡充検討にあわせて、さらなる充実を検討します。

【母子保健型】保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまな相談に応じ、母子保健や子育て支援サービス等の情報提供を行うとともに、支援プランの作成などを行います。併せて、妊娠出産、育児が円滑に安心してできるための相談や支援を行いながら地域基盤へとつないでいきます。また、周産期関係機関等と連携を図り、支援が切れ目なく届くよう整えていきます。

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	基本型	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
	母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の内容	特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	基本型	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
	母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【参考値：令和3年度実績 特定型1か所・基本型5か所・母子保健型1か所】

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

保護者の就労形態の多様化、通勤事情などに対応するため、保育所に在園する子どもについて、通常の保育時間を超えて保育を行う事業です。

保育所において延長保育を実施し、量の見込みに対応する提供体制を確保していきます。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	1,740人	1,820人	1,870人	1,780人	1,780人
確保の内容	1,740人	1,820人	1,870人	1,780人	1,780人

【参考値：令和3年度実績 1,307人】

(3) 放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）は、小学生のうち、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象に、児童館や学校の余裕教室、専門施設で、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図る事業です。現在、35 か所の施設において実施しています。

一方、保護者の就労にかかわらず利用できる「放課後子供教室」は、地域の方々の参画を得て、子どもたちにさまざまな体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する事業です。現在、遊び場開放は全小学校で、学習活動の機会提供（学習支援、体験活動）は12校で実施しています。

今後、地域のニーズに合わせて学童クラブの充実を図るとともに、児童館・児童センターの活用や放課後子供教室との連携により放課後の居場所づくりを進めて、量の見込みに対応する提供体制を確保します。また、提供体制の確保にあたっては、各事業の運営方法などを十分検証・検討し、適切な居場所づくりの充実に努めます。

			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	学童 クラブ	1年生	740人	795人	850人	881人	925人
		2年生	600人	625人	675人	821人	862人
		3年生	470人	455人	475人	625人	656人
		4年生	325人	295人	285人	303人	318人
		5年生	5人	5人	5人	8人	16人
		6年生	5人	5人	5人	0人	8人
		総数	2,145人	2,180人	2,295人	2,638人	2,785人
	その他の 事業	5年生	110人	110人	105人	102人	104人
		6年生	60人	60人	60人	59人	57人
総数		170人	170人	165人	161人	161人	
確保の内容	学童クラブ		2,210人	2,270人	2,330人	2,638人	2,785人
	その他の事業		175人	185人	195人	205人	215人
	総数		2,385人	2,455人	2,525人	2,843人	3,000人

【参考値：令和3年度 学童クラブ実績 2,304人・その他の事業実績 90人】

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が病気や介護などの理由により、家庭での養育が一時的に困難となった場合、児童養護施設で、子どもの保護を行う事業です。

本市では、市内にある児童養護施設に委託して、実施しています。今後も、引き続き同様の提供体制を確保します。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	150 人日	145 人日	140 人日	140 人日	135 人日
確保の内容	150 人日	145 人日	140 人日	140 人日	135 人日

【参考値：令和3年度実績 107 人日】

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭が安心して子育てを始められるように、保健師、助産師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や保健指導を行います。

併せて、子育てについて、保護者やご家庭の状況に合わせて、様々な事業や相談につないでいきます。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	1,440 人	1,430 人	1,410 人	1,360 人	1,350 人
確保の内容	1,440 人	1,430 人	1,410 人	1,360 人	1,350 人

【参考値：令和3年度実績 1,403 人】

(6) 養育支援訪問事業・要保護児童等の支援に資する事業

児童虐待防止や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要とされる家庭を対象に、保健師等が訪問し、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための支援や相談支援を行います。

また、妊娠期から出産期までの間における過度な不安や悩みが生じる時期において、特に自ら支援を求めていくことが困難な家庭に対して、予防的な子育て支援を目的に産前産後の支援を行います。

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性及び連携の強化等を行います。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	93 人	92 人	91 人	92 人	90 人
確保の内容	93 人	92 人	91 人	92 人	90 人

【参考値：令和3年度実績 55 人】

(7) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援センター5か所、児童館 11 か所、子育てひろば2か所で、子育ての相談や情報提供に応じたり、子育て中の親子の交流、遊び場の提供などを通じて子育てを支援する事業です。

事業が定着する一方、利用者数が少ない施設、利用者数が年々減少している施設もあります。そのため、今後は、市民ニーズにあったサービス提供ができるように、「エリアを踏まえた保育園・児童館・センター等の再編の方針」を踏まえ、今後検討する実施計画の中で、施設の配置バランス等の見直しを検討していく必要があります。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	95,680 人日	93,770 人日	93,630 人日	88,730 人日	86,000 人日
確保の内容	95,680 人日	93,770 人日	93,630 人日	88,730 人日	86,000 人日
確保の方策(実施施設)	18 か所				

【参考値：令和3年度実績 69,808 人日・18 か所】

(8) 一時預かり事業（預かり保育）

保護者が仕事、疾病、用事等の理由により、家庭において保育することが一時的に困難となった乳幼児を、幼稚園や保育所などにおいて一時的な預かりを行う事業です。

①幼稚園（1号・2号）の一時預かり事業について

保育時間及び長期休暇中の事業拡充を図るため、幼稚園に対する補助金等の支援を継続し、1号、2号の区分にかかわらず量の見込みに対応できる提供体制を確保していきます。

②その他（幼稚園以外）の一時預かり事業について

＊ 保育所における一時預かり事業・・・現在実施している保育所と新設保育所等で実施し、量の見込みに対応する提供体制を確保していきます。

＊ ファミリー・サポート・センター事業・・・サポート会員を増やすことを目指し、地域の活動団体等を通じて積極的な広報活動を行います。また、ファミリー会員へ安心・安全なサービス提供体制が確保できるように、相互援助活動について丁寧な調整を行い、利用者の満足度が高まるよう努めます。今後は、多様なニーズの変化に対応できる体制について検討し、将来を見据えた体制づくりを目指します。

＊ 一時預かり事業のさらなる拡充を図るため、空き定員の活用や民間事業者へ協力を求めるなどの、調整、検討等を行います。

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
幼稚園(1号・2号)						
量の見込み	1号	20,470 人日	19,920 人日	18,890 人日	21,170 人日	20,800 人日
	2号	63,190 人日	61,500 人日	58,320 人日	65,350 人日	64,210 人日
確保の内容		83,660 人日	81,420 人日	77,210 人日	86,520 人日	85,010 人日
その他(幼稚園以外)						
量の見込み	保育所 一時預かり	13,960 人日	13,410 人日	12,470 人日	12,610 人日	11,900 人日
	ファミリー・サポ ート・センタ ー(未就学児)	2,530 人日	2,470 人日	2,400 人日	2,390 人日	2,340 人日
確保の内容		16,490 人日	15,880 人日	14,870 人日	15,000 人日	14,240 人日

【参考値：令和3年度実績 幼稚園 86,728 人日・その他 12,809 人日】

(9) 病児・病後児保育事業

発熱等の急な病気となった児童（病児）や病気回復期の児童（病後児）が、教育・保育施設に通えなかったり、保護者による保育ができない場合に、病院に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を行います。

本市では市内にある医療機関に委託して実施しています。今後も引き続き同様の提供体制を確保します。

また、既存施設の時間延長等のサービス拡充については、子どもの心身の負担と、保護者の事情等について議論しつつ、検討していきます。

なお、令和5年度から、児童が保育中に微熱を出すなど体調不良となった場合において、保育所における緊急的な対応を図る等の体調不良児対応保育事業を実施します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4,390 人日	4,460 人日	4,500 人日	4,500 人日	4,500 人日
確保の内容	5,820 人日				

【参考値：令和3年度実績 2,412 人日】

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かり、送迎時の支援等を受けることを希望する者（ファミリー会員）と、支援を行うことを希望する者（サポート会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

サポート会員を増やすことを目指し、地域の活動団体等を通じて積極的な広報活動を行います。

また、ファミリー会員へ安心・安全なサービス提供体制が確保できるように、相互援助活動について丁寧な調整を行い、利用者の満足度が高まるよう努めます。

今後は、多様なニーズの変化に対応できる体制について検討し、将来を見据えた体制づくりを目指します。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	低学年	1,000 人日	1,010 人日	1,010 人日	1,020 人日	1,020 人日
	高学年	1,640 人日	1,650 人日	1,650 人日	1,670 人日	1,660 人日
確保の内容		2,640 人日	2,660 人日	2,660 人日	2,690 人日	2,680 人日

【参考値：令和3年度実績 1,754 人日】

(11) 妊婦健康診査事業

妊娠している方に対して、妊婦健康診査を行います。

現在と同様に、契約医療機関で個別健診を実施し、提供体制を確保します。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	1,360 人	1,340 人	1,320 人	1,280 人	1,280 人
確保の内容	1,360 人	1,340 人	1,320 人	1,280 人	1,280 人

【参考値：令和3年度実績 1,309 人】

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得世帯又は多子世帯の子どもの保護者が教育・保育施設等に支払うべき給食の食材料費及び物品の購入費等を助成する事業です。

本市では、幼稚園を利用する子どものうち、対象となる人数を数値化しています。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	420 人	410 人	390 人	400 人	390 人
確保の内容	420 人	410 人	390 人	400 人	390 人

【参考値：令和3年度実績 291 人】

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

市の地域子育て支援推進員が巡回訪問・相談を行う等、新規施設に対する支援を行うとともに、所管課窓口での手続きに係る支援や助言等を行います。

また、参入の意思がある子育て支援団体等の質の向上に対する支援の検討については、計画の見直しの中で、市民ニーズを踏まえ改めて検討していきます。

西東京市子育て・子育てワイワイプラン(後期計画)

第5章 子ども・子育て支援事業計画

令和5年3月 改定

西東京市子育て支援部子育て支援課

〒188-8666

東京都西東京市南町五丁目6番 13号

電話番号：042-460-9841